

東日本大震災被災者の方へ
福島第一原発事故被害者の方へ

東京三弁護士会 無料相談会のご案内

(同時開催：山木屋地区被災者と弁護士との対談会)

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会では、下記のとおり、震災・原発被害に関する無料面接法律相談会を実施いたします。

このうち霞が関での法律相談会では、午後１時から午後２時３０分まで原発ＡＤＲへの申立てを行った川俣町山木屋地区の被災者の方とその代理人となった弁護士との対談会を実施します。

原発ＡＤＲにおける川俣町山木屋地区住民と東京電力との和解では、川俣町山地屋地区は、居住制限地域、避難指示解除準備区域ですが、不動産について帰還困難地域と同様の全損と認められ、また、農地については東京電力からの提示額よりも高額な損害額が認められました。

この御経験を広く原発被災者のみなさまにお伝えしようと川俣町山木屋地区の被災者の方とその代理人となった弁護士との対談会を企画しました。

是非ともこの対談をお聴きに霞ヶ関にお越しください。

記

日 時 平成 26 年 9 月 20 日(土)午後 1 時～午後 4 時 30 分

(※但し、霞ヶ関では午後１時から午後２時３０分まで対談会、その後相談会は午後２時 30 分～)

場 所 ①千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 5 階

②立川市緑町 7-1 アーバス立川高松駅前ビル 2 階

(次ページ地図をご覧ください)

◆ 面接相談をご希望される方は、下記事務局までお電話か電子メールでご予約下さい。

◆ 面接相談予約・問い合わせ先

第二東京弁護士会法律相談課 震災担当 Tel:03-3581-2250

電子メール: shinsaitanto@niben.or.jp

* 電話でのご予約は平日 9 時半～16 時です。(「9 月 20 日相談会希望」とお伝え下さい)。

* 電子メールでのご予約は、件名に「9/20 相談希望」と記載の上、①お名前、②電話番号、③相談希望時間、④相談場所(霞が関か立川)④居住されていた地域をご送信ください。

翌業務日に折り返しご連絡を差し上げ、予約時間を確定させていただきます。

なお、予約人数等によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、ご了承下さい。

* 電話によるお申込みは、9 月 19 日 16 時まで、電子メールによるお申込みは、9 月 18 日 16 時までにお願いたします。

弁護士会館（住所：千代田区霞が関 1-1-3 5階）

東京メトロ 丸ノ内線「霞ヶ関駅」 B1-b 出口より直通
 東京メトロ 日比谷線「霞ヶ関駅」 A1 出口より徒歩 2 分
 東京メトロ 千代田線「霞ヶ関駅」 C1 出口より徒歩 3 分
 東京メトロ 有楽町線「桜田門駅」 5 番出口より徒歩 5 分



東京三弁護士会多摩支部（住所：立川市緑町 7-1 アーバス立川高松駅前ビル 2 階）

多摩都市モノレール高松駅より徒歩 3 分



※ 会場の都合上、いずれも公共交通機関をご利用ください。